



秋田県公報

目 次

ページ

規 則

○医療法施行細則の一部を改正する規則(二五・医務薬事課).....1

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十五号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成十八年秋田県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条第一項中「又は届出は」を、「届出又は報告は」に、「又は届出書」を、「届出書又は報告書」に改め、同条第二項中「第四章」を「第六章」に改め、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(医療に関する情報の報告)

第三条 法第六条の三第一項の規定による知事への報告は、一年に一回とする。

2 省令第一条第一項の知事が定める方法は書面を提出する方法とし、同項の知事の定める日は六月三十日とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正)

2 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
別表第二号(一)中「第三条」を「第四条」に改める。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄